

東かがわ市生成 AI システム利用ガイドライン Ver1.0

令和8年4月1日策定

1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、東かがわ市職員による生成 AI の適正な利用を促進するため、東かがわ市職員が、生成 AI システムを利用する際に遵守・留意すべき事項等を定めるものである。

2. 本ガイドラインの対象・利用環境

- 本ガイドラインの適用対象とする行政機関の範囲は、「東かがわ市情報セキュリティポリシー」における情報セキュリティ基本方針に定める適用範囲における行政機関の範囲と同様とする。ただし、学校現場における生成 AI システムの利用については、文部科学省のガイドライン等に準拠するものとする。
- 本ガイドラインの適用対象とする生成 AI システムは、財務課デジタル推進室が指定する「NotebookLM【無料版】」、「Google Gemini【無償版】」とし、これらに該当しない生成 AI システムの利用は禁止する。なお、指定されていない生成 AI システムの利用を希望する場合は、各担当部署から財務課デジタル推進室に対し、当該システムの指定を申請すること。また、生成 AI システムごとに、担当部署、利用者、利用可能な業務の範囲及び入力可能な情報を、別表のとおり定める。入力可能な情報における自治体機密性の分類は、「東かがわ市情報セキュリティポリシー」における情報セキュリティ対策基準で定める情報資産の分類を参照すること。

3. 生成 AI システムの利用に係るルール

生成 AI システムを利用する際は、「東かがわ市情報セキュリティポリシー」等とあわせて、以下の（１）利用前のルール※及び（２）利用中のルールを遵守すること。

※「DeepSeek 等の生成 AI の業務利用に関する注意喚起」についての周知（令和7年2月6日総務省事務連絡）」および「要約スライド_DeepSeek 等の生成 AI の業務利用に関する注意喚起」を確認すること。

（１）利用前のルール

- ① 前提として理解しておくべき事項（対象：全職員）

- 東かがわ市の職員が生成 AI システムを利用する前には、財務課デジタル推進室が指定する研修を必ず受講すること。
- 生成 AI の利用は、様々な便益が期待される一方、要機密情報（「東かがわ市情報セキュリティポリシー」における情報セキュリティ対策基準に定める自治体機密性 2 以上の情報をいう。以下同じ。）の流出やハルシネーションなどのリスクがあることを理解すること（生成 AI による便益とリスクについては、「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利用に係るガイドライン」（令和 7 年 5 月 27 日デジタル社会推進会議幹事会決定）の「5 生成 AI による便益とリスクを理解した利活用推進」を参照。）。
- 生成 AI システムの担当部署（別表に定める「担当部署」をいう。以下同じ。）から説明された利用方法、セキュリティ上の留意点、生成 AI システムの出力についての精度及びリスクの程度を理解すること。（例：利用できる生成 AI システムの環境、利用規約、利用条件、ルール、相談先、情報セキュリティインシデント（望まない単独若しくは一連の情報セキュリティ事象又は予期しない単独若しくは一連の情報セキュリティ事象であつて、業務の遂行を危うくする確率及び情報セキュリティを脅かす確率が高いものをいう。）、生成 AI システム特有のリスクケース発生時対応等を利用前に理解しておく。）。
- 生成 AI システムへの入力結果及び出力結果は、必要に応じて生成 AI システムの担当部署に提供する必要がある旨を事前に了解すること（例：財務課デジタル推進室からの求めに応じて、アクセス可能な状態であれば入力データ又はプロンプト、出力結果、データ提供の手段、形式等を提出する。）。
- 東かがわ市の職員は私用デバイスへ私的にインストールした生成 AI に職務上知り得た情報を入力してはならないこと。
- ② 個人情報や要機密情報の取扱いについて留意すべき事項（対象：指定されていない生成 AI システムの利用を希望する部署、担当部署、財務課デジタル推進室）
 - 行政機関等が、生成 AI システムに保有個人情報を含むプロンプトを入力し、当該保有個人情報が当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該行政機関等は個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）の規定に違反することとなる可能性がある。そのため、このようなプロンプトの入力を行う場合には、当該生成 AI システムを提供する事業者が、当該保有個人情報を機械学習に利用しないこと等を十分に確認すること。
 - 不特定多数の利用者に対して提供され、かつ定型約款や規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービス型の生成 AI システムを業務で利用す

る場合には、原則として、要機密情報を取り扱わないこと。
要機密情報を取り扱わない場合であっても、不特定多数の利用者に対して提供され、かつ定型約款や規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービス型の生成 AI システムを業務で利用する場合には、「東かがわ市情報セキュリティポリシー」における情報セキュリティ対策基準の「8.4. 外部サービス（クラウドサービス）の利用（自治体機密性 2 以上の情報を取り扱わない場合）」に基づき、利用の許可を得ること。
また、要機密情報を取り扱わない場合であっても、例えば、国外にサーバ装置を設置している場合は、現地の法令が適用され、現地の政府等による検閲や接收を受ける可能性があることに留意すること。

（2）利用中のルール

① 入力データ又はプロンプトにおけるルール

- 利用者側の不理解やミスにより生じるリスクがあることを踏まえて、利用目的の範囲内で生成 AI システムを適切に利用すること（例：生成 AI システムの担当部署から説明された利用方法や必要に応じてマニュアルと照らしつつ生成 AI システムを利用する。生成 AI システムの担当部署から説明された利用目的範囲外の利用をしない。）。
- 生成 AI システムに保有個人情報を含むプロンプトを入力する場合には、事前に当該生成 AI システムへの入力の可否を確認の上、保有個人情報の利用目的のための必要最小限の利用又は提供であることを十分に確認すること（例：生成 AI システムの担当部署が別に定める利用ルールを確認し、問題がないかを判断した上で利用、判断が付かない場合は個人情報を含まないプロンプトとする。）。
- 正確かつ最新のデータ入力を行うこと（例：不正確な回答につながってしまうため、生成 AI システムに入力する前に、前提が誤っている等の不正確な情報となっていないかを利用者自身でチェックする。）。

② 生成物利用におけるルール

- 利用目的に応じて求められる正確性の水準が異なることを意識し、生成 AI システムの出力結果を確認すること。
- 生成 AI システムの出力に基づいて行われた判断も説明責任の対象に含まれることに留意すること（例：利用者自身が生成物について説明できることを確かめた上で業務利用する。必要に応じて生成物を換言して、自身で説明できる表現にする。）。
- 責任を持って生成 AI システムの出力結果の業務への利用判断を行うこと（例：入力データ又はプロンプト、出力結果に含まれるバイアス等に留意

して、業務に利用して問題ないかを利用者が判断する。判断に迷う場合は利用しないこととする。)

- 正確性や根拠・事実関係を必要な範囲内でリスクに応じて確認すること。
- 安全性・公平性・客観性・中立性等に問題がないことを確認し、問題のある表現は必ず加除修正すること（例：差別用語や倫理に反する表現が含まれていないこと、著作権等第三者の権利を侵害していないこと、第三者の生命・身体・財産等に危害や悪影響を及ぼすことがないこと等を確認する。)
- 東かがわ市が業務を委託する外部事業者に対しては、当該委託業務の成果物に生成 AI システムによる生成物が含まれる場合の取扱い等について、委託契約書等に必要な規定を定めることなどにより、受託業務の遂行に当たって本ガイドラインに沿った対応を求めること。
- 生成 AI システムを利用して職務上作成した文書の取扱いについては、「東かがわ市文書取扱規程」等を踏まえて、適切に管理すること。

4. 生成 AI システム特有のリスクケースへの対応

生成 AI システムは、その特徴から、その出力結果に関して、生成 AI システム特有のリスクケースが発生する可能性がある。以下に、生成 AI システム特有のリスクケースの例を示す。

- 生成 AI が人種・性別・文化等に関する偏見や差別を含む社会的に大きな問題となり得る出力を行った。
- 生成 AI が攻撃的又は危険なコンテンツを生成した。
- 生成 AI が事実と異なる情報を出力し（ハルシネーション）、利用者がその情報を利用したことによって利用者若しくは第三者に不利益を与えた。
- 利用者が生成 AI により既存の作品に類似し、著作権の侵害等の問題が生じる可能性が高いコンテンツを意図せず生成し、利用したことで当該作品に係る権利者等から削除等の申出を受けた。

生成 AI システム特有のリスクケースが発生した場合、重要度・影響の程度等を踏まえ、以下の手順に沿って速やかに適切な対応を行うこと。

ア. 検知内容の報告

生成 AI システム特有のリスクケースを検知した者は、別紙1「生成 AI システム特有のリスクケースの報告フォーム」の「報告者（生成 AI システムの担当部署・職員等）が記載する欄」の必須項目を記載し、財務課デジタル

推進室に報告すること。特に重大なものを検知した場合には、迅速に AI の利用・リスク管理における責任者（AI 統括責任者（CAIO）等

（ml00233@city.higashikagawa.lg.jp）にも報告をすること（例：生成 AI システムが人種・性別・文化等に関する偏見や差別を含む社会的に大きな問題となり得る出力を行った。）。

イ. 対処

生成 AI システム特有のリスクケースを検知した者は、必要に応じ財務課デジタル推進室・CAIO 等の指示を仰ぎながら、業務影響特定・原因特定・暫定対応措置・恒久対応措置等を実施すること。

ウ. 対応結果の報告

生成 AI システム特有のリスクケースを検知した者は、別紙 1 「生成 AI システム特有のリスクケースの報告フォーム」の「報告者（生成 AI システムの担当部署・職員等）が記載する欄」に対処の内容を記載し、「ア. 検知内容の報告」と同様に報告すること。その際、必要に応じて、当該生成 AI システム提供事業者等への依頼・要請等を実施すること。

5. 本ガイドラインの変更及び廃止

本ガイドラインの変更及び廃止は、CAIO 等の決裁によるものとする。ただし、形式修正等の軽微なものについては、財務課デジタル推進室長の決裁によるものとする。

本ガイドラインの変更は、生成 AI の技術進展や、個人情報保護法の改正等の国におけるルール整備の動向等を踏まえて、適時適切に行う。

6. 問い合わせ先

本ガイドラインに関する問い合わせ先は、財務課デジタル推進室（hk-digital@city.higashikagawa.lg.jp）とする。

なお、各種生成 AI システムについては、各種生成 AI システムの担当部署の窓口担当（※生成 AI システムの利用に係る個別ルールが設けられている場合には、当該ルールに準拠すること）に問い合わせること。

以上

別表

生成 AI システム名	担当部署	利用者	利用可能な業務の範囲	入力可能な情報
NotebookLM【無料版】	庁内全ての所属部署	・3役 ・左記に所属する管理職およびデジタルリーダー	業務目的での汎用的な利用	自治体機密性2以下の情報
Google Gemini【無償版】	庁内全ての所属部署	・3役 ・左記に所属する管理職およびデジタルリーダー	業務目的での汎用的な利用	自治体機密性1の情報

なお、指定の際に、財務課デジタル推進室において、要機密情報を入力可能な生成 AI システム（NotebookLM【無料版】）については、当該生成 AI システムを提供する事業者によって入力データが機械学習に利用されないことを確認済みである。

ただし、要機密情報を入力可能な生成 AI システム（Google Gemini【無償版】）については、当該生成 AI システムを提供する事業者によって入力データが機械学習に利用されるため、利用時はくれぐれも注意して利用すること。

自治体機密性については、「東かがわ市情報セキュリティポリシー」の第2章-2-(1) 情報資産の分類に記載する「機密性による情報資産の分類」に属します。詳細は、次のとおりです。

(分類)	(分類基準)
自治体機密性1	自治体機密性2又は自治体機密性3の情報資産以外の情報資産
自治体機密性2	行政事務で取り扱う情報資産のうち、自治体機密性3に相当する機密性は要しないが、直ちに一般公表することを前提としていない情報資産